

国の森林環境譲与税と県森林環境税について

令和 2 年 4 月

福島県農林水産部

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の概要

総務省

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。

◎ 森林環境税の創設 [平成 36 年度から課税] [平成 36 年 1 月 1 日施行]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1,000 円（年額）

賦課徴収：市町村（個人住民税と併せて実施）

国への払込み：都道府県を經由して税収の全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

◎ 森林環境譲与税の創設 [平成 31 年度から譲与] [平成 31 年 4 月 1 日施行]

譲与総額：森林環境税の収入額（全額）に相当する額（注 1）

譲与団体：市町村及び都道府県

使 途：（市町村）間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

（都道府県）森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

譲与基準：（市町村）総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分

※市町村の私有林人工林面積は、林野率により補正

（都道府県）総額の 1 割（注 2）に相当する額を市町村と同様の基準で按分

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表

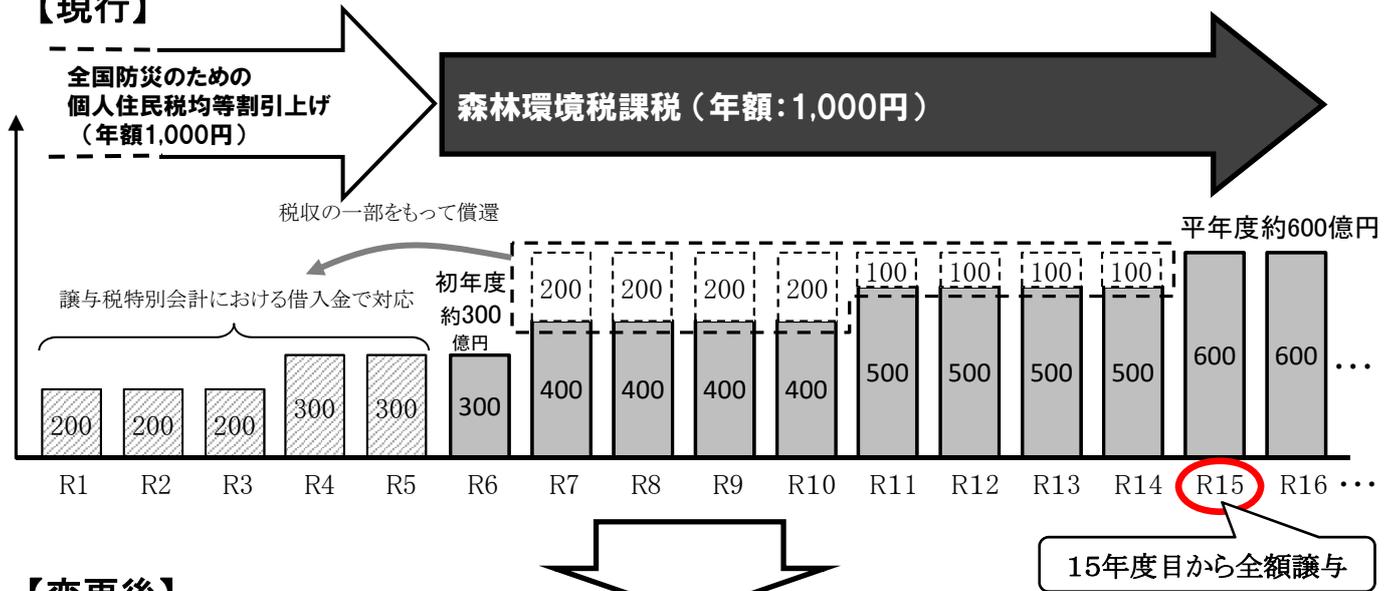
（注 1）平成 35 年度までの間は、暫定的に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税の税収の一部をもって確実に償還。

（注 2）制度創設当初は、都道府県への譲与割合を 2 割とし、段階的に 1 割に移行。

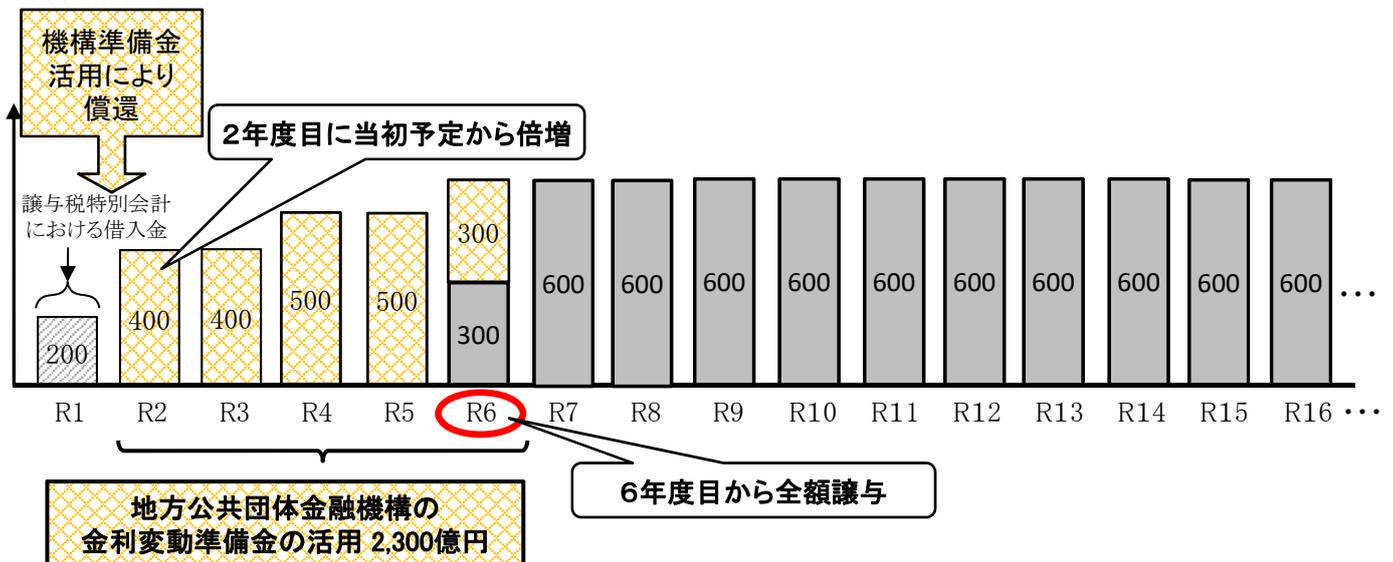
森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進（森林環境税法等を改正）

【現行】



【変更後】



【森林整備の推進】



倒木により電線断線



間伐により倒木を防止



林業を志す人への研修

県森林環境税と国の森林環境譲与税について

■ 県森林環境税と国の森林環境譲与税の基本事項

県森林環境税	区分	国の森林環境譲与税
森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組む。 [H18 に導入され現在 3 期目]	基本事項	森林吸収源対策のため、市町村が実施する森林整備の恒久的な財源として制度化。 [H31.4.1 法施行、R1.9 月から譲与開始、森林環境税の課税は令和 6 年度から]
約 10 億円/年 [県：約 7 億円、市町村：約 3 億円]	予算規模	譲与額（R2 以降の試算額） 県：約 143 百万円 市町村：約 815 百万円(R2)~1,295 百万円(R6~)

■ 県森林環境税と国の森林環境譲与税の使途

県森林環境税	区分	国の森林環境譲与税
水源区域や水源かん養機能等が特に高区域内の荒廃が心配され、森林所有者自らが経営管理する森林を対象として整備する。	1 森林整備	森林所有者が自ら経営や管理が困難で、市町村に管理を委託した森林が対象。更に、林業経営に適さない森林は市町村が譲与税を活用し経営管理。
実施面積 H28~R2（5ヶ年間） 7,000 ha ※ H23~H27 実績 7,000 ha （計画目標 10,000 ha）	事業規模	県内民有林人工林約 20 万 ha の内、経営管理されている（森林経営計画樹立）森林は約 10 万 ha。残りの約 10 万 ha の半分の整備を進めるためには約 250 億円必要。市町村譲与額から試算すると約 20 年かかる。なお、近年の大規模な災害の発生を鑑み、災害発生防止につながる森林の整備や国庫補助事業の対象との関係を考慮した上で単独事業の創設も検討。
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>棲み分け概念図</p> <p>【県環境税】 自ら経営管理を行っている森林で、荒廃が懸念される森林（人工林）</p> </div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p>水源地域等</p> <p>作業道</p> <p>林道</p> <p>一般道</p> <p>林専道</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>【国譲与税】 自ら管理できない森林（人工林）で、市町村が管理委託を受けた森林</p> </div> </div>		
県産材の利活用推進 ・森林資源の活用による木材利用促進 ・市町村交付金による公共施設等の木材利用等	2 木材の利用促進	公共建築物等における木材の利用促進など、森林の整備につながる木材の利用促進。
小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒を対象に森林環境学習を行う。	3 森林環境教育	森林の有する公益的機能に関する普及啓発
該当分野なし	4 人材育成	森林の整備を担うべき人材の育成及び確保